福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得について

2019年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (以下「特定加算」という。)の申請を実施し、特定加算の受理を頂きここに加算取得 事業所であることを明記致します。

特定加算とは、賃金改善に伴う物価上昇と各種産業との福祉業界との平均賃金の差をなくしていくために取られた施策になります。

特定加算受給対象者

- ① 介護福祉士取得後、保有期間を含めて労働年数が10年以上の者。
- ② 経験年数に問わず、当該職員の業務能力と業務遂行能力の応じての基準設定を設け、 現場従事する者。
- ③ その他の職種の該当者。

職場環境等の要件

- ① 資質の向上
- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指すものに対する実務者研修受講者、より専門性の高い支援技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引研修、強度高度障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時のほかの福祉。介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
- ② 労働環境・処遇の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備
- ③ その他
- ・職員の増員による業務負担軽減
- ④ ホームページ作成後、2020年度実施・運用予定

当事業所の加算対象サービス

居宅介護 7.4%、重度訪問介護 4.5%、行動援護 6.9%

「特定加算」支給時期については、各賞与時期に上乗せをして支給とする。 (賞与支給時期、毎年6月、12月、3月)